

随意契約理由書

1. 修繕名称

玉川西公園フェンス修繕（緊急）

2. 契約相手方

清水建材株式会社

3. 隨意契約理由

玉川西公園において、北側の外周フェンスが傾いて民有地側へ越境しており、このまま放置すれば、公園の安全な利用ができなくなり、さらにフェンスの倒壊が進めば、隣接する住宅地への被害が及ぶことも懸念されるため、早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において、とび・土工・コンクリート工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 扇町公園事務所

隨 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称

天満橋ライトアップ施設修繕－2

2. 契約相手方

パナソニック L S エンジニアリング（株）

3. 隨意契約理由

本設備は、大阪都市魅力創造戦略に沿って、水と光のまちづくり事業の一環として、光景観資源のより一層の魅力向上を図ることを目的とし、平成 23 年より天満橋のライトアップを行なっている施設である。

今般、ライトアップを制御装置の故障で点灯不能となり、事業目的を果たせていなかったため修繕の必要がある。

本設備は、パナソニック E S エンジニアリング（株）が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、パナソニック E S エンジニアリング（株）から社名変更を行ったパナソニック L S エンジニアリング（株）のみである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

随意契約理由書

1 修繕名称

弁天公園ほか10公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社ニシオカ

3 隨意契約理由

本件は、港区・大正区・西成区に設置している複合遊具の○×パネル、児童用ブランコの鎖部分と座板本体、児童用滑り台のステップ部、幼児用ブランコの吊具材がそれぞれ破損している状態であり、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

空清町公園ほか5公園複合遊具・児童用ブランコ修繕

2 契約相手方

株式会社 ニシオカ

3 隨意契約理由

本件は、空清町公園及び大道南公園・清水谷公園・深江公園・平戸公園・翼南公園に設置している複合遊具・児童用ブランコの修繕を行うものである。

上記公園の複合遊具のパネルの亀裂、児童用ブランコ遊具の金具の摩耗が判明しました。

来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

本遊具は、上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製造しておらず、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所真田山公園事務所

隨意契約理由書

1 修繕名称

勒公園ほか4公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 隨意契約理由

本件は、勒公園・玉造公園・高津公園・難波塩草敷津公園、恵美公園の複合遊具、児童用・幼児用ブランコについて修繕をおこなうものである。

勒公園については、複合遊具木材使用箇所の腐朽、玉造公園については、複合遊具滑り台の変形及び児童用ブランコの座板破損、高津・恵美公園については、児童用ブランコの取付け金具の摩耗、難波塩草敷津公園については、複合遊具落下防止版が、変形しているため、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから、修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。

また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所
大阪城公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

山之内中央公園ほか1公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社 コトブキ

3 隨意契約理由

本件は、山之内中央公園に設置している複合遊具の滑り台に亀裂があり、木製転落防止板も腐食し、ラダーにおいては損耗が生じている。又、山坂公園に設置している複合遊具ホールクライムにおいても著しい損耗が見られる。

今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所

隨 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

南津守北公園ほか8公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 隨意契約理由

本件は、港区・大正区・西成区に設置している複合遊具のデッキ部、転落防止柵、ザイルクライミング、スライダー部がそれぞれ破損している状態であり、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

新森東公園ほか 5 公園遊具修繕

2 契約の相手方

株式会社 コトブキ

3 隨意契約理由

本件は、新森東公園及び、友渕中央公園、西今福公園、古市西北公園、千林公園、焼野南公園に設置している遊具について修繕を行うものである。

新森東公園については複合遊具のスライダーパネルの亀裂、友渕中央公園については複合遊具のスライダーパネルの亀裂、西今福公園については複合遊具のクライムロープの損耗、古市西北公園の複合遊具についてはデッキの損耗、千林公園の幼児用ブランコについては座板の亀裂、焼野南公園の複合遊具についてはデッキの損耗及び、クライムロープの損耗が判明したことから、今後も来園者に対し継続的に安全な遊具として提供するため修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、修繕部品も他社では製作していない。また、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

鶴見緑地公園事務所

隨意契約理由書

1 修繕名称

浪速公園ほか2公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 隨意契約理由

本件は、浪速公園、木津川公園の複合遊具、南大江公園の児童用ブランコについて修繕をおこなうものである。

浪速公園については、複合遊具の滑り台の損傷及び落下防止板の変形、木津川公園については、複合遊具のゴムチップ舗装の亀裂・剥がれ、南大江公園については、児童用ブランコの取付金具が摩耗している。来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから、修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。

また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所
大阪城公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター電気室（2）系統外空気調和機修繕

2 契約相手方： 三菱重工冷熱株

3 隨意契約理由：

今回修繕する空気調和機は、舞洲スラッジセンターの電気室（2）系統の熱負荷の高い部屋を冷却する設備であり、舞洲スラッジセンターの各施設を運転維持するために重要な設備である。

空気調和機の圧縮機等が長時間の運転により損傷し、運転に支障を来しているので修繕するものである。

本空気調和機は、三菱重工業株が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作しており他社では製作していない。また、取替部品も同社のみが保有するシステム構成を熟知するとともに調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である三菱重工業株から冷熱事業を承継している三菱重工サーマルシステムズ株であるが、空調機に関するサービス業務全般については、三菱重工冷熱株に移管しているため、本修繕ができる業者は、三菱重工冷熱株のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター